

# 登園届(保護者記入)

園長 あて

クラス

氏名

(病名) (該当疾患に○を記入してください)

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ除く)	発症後5日、かつ解熱後2日(乳幼児は3日)を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状軽快後1日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬内服後24時間以降
マイコプラズマ肺炎	症状が回復するまで
手足口病	症状が回復するまで
伝染性紅斑(りんご病)	症状が回復するまで
感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど)	下痢、嘔吐が消失するまで
ヘルパンギーナ	症状が回復するまで
RSウイルス感染症	症状が回復するまで
帯状疱疹	病変部が被覆するまで。ただし、乳幼児はかさぶたになるまで。
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良い事
その他( )	

(医療機関名) \_\_\_\_\_( \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より登園いたします。(発症日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者名

※保護者の皆様へ

保育所等は、園児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。(必要な場合、医療機関に連絡をとらせていただくこともあります。)

※登園のめやすは、学校保健安全法施行規則の基準による。

2023年5月改定